

臨時職員登録要項

1 登録制度について

高砂市では臨時的に任用する一般事務補助員について登録制度を設けています。

登録希望の方は、※「臨時職員任用申込書」を市役所企画総務部人事課（本庁2F）へ提出してください。

※「臨時職員任用申込書」は人事課に用意しています。

（郵送希望の場合は下記へ連絡してください。）

別途PDFファイルを使用していただいても、登録申込できます。

2 勤務条件

- (1) 勤務場所 … 市役所本庁、その他市内各施設
- (2) 勤務時間 … [本庁勤務の場合] 午前8時30分 ～ 午後5時15分（実働7時間45分以内）
- (3) 休日 … [本庁勤務の場合] 土・日曜及び祝日
- (4) 有給休暇 … 任用期間により付与されます。
- (5) 社会保険等 … 法令等の定めるところにより、社会保険、雇用保険への加入が必要になります。
（2ヵ月を超える長期任用の場合）

3 給料

- (1) 賃金 … 日額 6,320円（平成22年度）× 勤務日数（半日単位）
時間給 815円（平成22年度）× 勤務時間数
- (2) 諸手当 … 交通費（高砂市臨時職員の交通費支給に関する基準に基づき支給）
- (3) 支払方法 … 月末に締め切り、翌月15日に指定口座へ振り込みます。

4 斡旋方法

「任用申込書」を提出していただくと、登録者名簿に登載し、順次電話等で仕事内容、勤務条件を連絡します。

（なお、資格・条件等により斡旋の順序が前後することがありますので、あらかじめご了承ください。）

5 注意事項

- ・ 任用申込書の「連絡先」欄には必ず連絡のとれる場所を記入してください。（携帯電話可）
- ・ 6ヵ月以上の期間、斡旋を受けることができない状況になった場合は、登録を抹消してください。
（下記へ連絡してください。）
- ・ その他就職等の理由で登録を抹消したい場合も必ず下記へ連絡してください。
- ・ 任用申込書の申込日もしくは最終契約終了日より3年経過した時点で登録を抹消させていただきます。
- ・ 本庁勤務の場合は、自動車での通勤はご遠慮いただきますようお願いいたします。

連絡先

高砂市役所企画総務部人事課人事係
TEL (079) 443-9005（直通）